

## 大台町議会基本条例の検証（令和2年度）による検討課題結果

| 条番号 | 条文（要旨）  | 検証結果（検討課題等）  | 今後の対応  |
|-----|---|--|--|
| 3   | <b>議員の政治倫理</b>                                |  |  |
| 3-2 | 議員のモラル、議員の政治倫理については、条例で定める                    | 大台町議会議員政治倫理条例で倫理基準が定められており、現時点において、当該条例を見直す必要はない。                            | 議員は、今後とも真に町民全体の代表として、議員政治倫理の意識の向上及び確立に努める。   |
| 4   | <b>議会の活動原則</b>                                |  |  |
| 4-1 | 公開性、公正性、透明性及び信頼性を重んじた町民に開かれた議会、町民参加を不断に推進する議会 | 委員会及び全員協議会は、積極的に公開すると共に、傍聴者にも資料を配付し、開かれた議会運営に努めているが、町民参加については、十分ではない。        | 町民参加を推進する取組について、議論する必要がある。<br><br>(R3.8.18協議結果)<br>待ちの姿勢ではなく、議会側から団体等と意見交換する場を作っていく。また行政放送を活用して本会議や委員会、全員協議会を積極的に発信していくよう努める。<br>* 行政放送については、執行部に要請し、方法については詰める必要がある。<br>→R3.10.8に議長・副議長から執行部へ、行政放送について文書で要請 |
| 4-2 | 大台町議会会議規則の内容を継続的に見直す                          | 議員の欠席事由や議員の旧姓使用など会議規則の見直しについて、令和3年2月9日に議会運営委員会に諮問した。                         | 会議規則の見直しの有無及び変更については、議会運営委員会で協議中。<br><br>(R3.8.18協議結果)<br>議長からの諮問に基づき、議会運営委員会で協議し、会議規則を見直す答申がなされた。   |
| 4-3 | 委員会活動の充実強化を図る                                 | コロナ禍においてリモート会議を活用した委員会活動ができた。<br>主とした調査研究だけではなく、委員会活動を充実させるための在り方について、検討が必要。 | 委員会の活動日数や議案審査等をどうするか協議を行い、今後の委員会活動について、一定の考え方を示す。<br><br>(R3.8.18協議結果)<br>これまでの委員会活動を継続していく。委員会調査報告後の執行部の対応を検証していく。  |
| 4-4 | ホームページで会議の日時、議案等の事前公表                         | ホームページで情報の公開に努めている。令和2年8月5日開催の臨時会から、議案概要をホームページで公表するようになった。                  | 町民の方が知りたい情報の提供に努める。<br><br>(R3.8.18協議結果)<br>現在のHPの内容でよい。   |

| 条番号 | 条文（要旨）                                | 検証結果（検討課題等）   | 今後の対応   |
|-----|---------------------------------------|---|---|
| 4-5 | 傍聴者に議案資料等の提供                          | 傍聴者も議員と同じ資料が見られるように、資料配付している。   | 傍聴者の立場で考えていく。   |
| 4-6 | 会議を休憩する場合は、理由及び再開時刻を傍聴者に説明する          | 新型コロナウイルス感染防止対策にも配慮し、概ね一時間程度で小休止とした。休憩時の再開時刻については、傍聴者等に周知できている。           | 今後も継続する。  |
| 4-7 | 傍聴に関し必要な事項は、傍聴規則で定める                  | 令和2年度に傍聴規則を一部改正し、適時的確な対応ができた。   | 傍聴規則の見直しの有無及び変更については、議会運営委員会で協議する。  |
| 4-8 | 月に1回以上全員協議会を開催。全員協議会に関し、必要な事項は規程で定める  | 協議事項が多い場合、時間に余裕を持った会議の運営を行うべきである。   | 月一回は全員協議会が開催されたが、一回にとらわれず、適時的確に開催するよう努める。   |
| 4-9 | 1年1回以上、全員協議会で議会活動を見直し、議会報告と意見聴取会で報告する | 令和2年度は、コロナ禍で議会報告と意見聴取会ができなかったが、これまでの議会報告会では、基本条例の検証結果を報告する取り組みが行われていなかった。 | 議会報告会の開催時には、議会基本条例の検証結果を報告し、議会としての取組を説明する。<br><br>(R3.8.18～9.3協議結果)<br>11月1日に林業総合センター（午後）、ふれあい会館（夜間）で開催。<br>議会報告会では、議会活動を見直した結果を報告する。<br>意見聴取会は、産業建設常任委員会は「特定空家対策について」、総務教育民生常任委員会は「地域公共交通について」のテーマで、意見聴取を行う。 |
| 5   | <b>議員の活動原則</b>                        |   |   |
| 5-1 | 議員相互の自由な討議の推進                         | 議員間討議の必要性を感じた議員は積極的に発言する。<br>また、議長は率先して議員を議員間討議に巻き込む必要がある。                | 議長、委員長、議員が一体となって議員間討議を取り入れる意識を持つ。   |

| 条番号 | 条文（要旨）                      | 検証結果（検討課題等）  | 今後の対応  |
|-----|-----------------------------|--|--|
| 6   | <b>町民参加及び町民との連携</b>         |  |  |
| 6-1 | 町民への情報公開、説明責任               | 各会議の開催案内や会議、また議事録等についてもホームページ等で公開しているが、議会の内容について周知する方法を検討すべきである。 | 議会の具体的な内容を詰めて、周知方法をどうするか協議する。<br><br>(R3.8.18協議結果)<br>「広報おודだい」の議会ページで討論など審議内容の論点、争点ができるよう努める。また、行政放送の利活用について、執行部と協議する。<br>→R3.10.8に議長・副議長から執行部へ、行政放送について文書で要請<br>*4-1に関連。 |
| 6-2 | 会議の公開                       | 各会議は、公開している。<br>町民に関心を持たれ続ける議会運営に努力すべきである。                       | 町民に関心を持たれ続ける議会運営とするために、まず、一つ目標を定めて取り組む。<br>(R3.8.18協議結果)<br>6-1と同様。<br>審議の論点、争点を明らかに示す。情報手段（広報おודだい、行政放送）について前向きに取り組んでいく。<br>→R3.10.8に議長・副議長から執行部へ、行政放送について文書で要請           |
| 6-3 | 参考人制度、公聴会制度等の活用             | 全員協議会や委員会で第三セクター職員から説明を聞く機会を設けた。                                 | 適時的確に制度を活用するよう努める。必要を感じた議員は提案し、みんなで協議する。   |
| 6-4 | 請願及び陳情の審議において提案者の説明を聴く      | 令和2年度は、前年度と同じ内容の請願であったため、委員会付託は省略であった。特に提案者の説明を聞く必要がなかった。        | 新たな請願、陳情が提出された場合は、提案者の説明を聞く機会を設ける。   |
| 6-5 | 町民との意見交換の場を多様に設け、政策提案の拡大を図る | コロナ禍にあつて、少数での対面や書面での提言に対応したが、政策提案に繋がるものではなかった。                   | 出前懇談会の周知に努めるとともに、町民の声を政策提案に繋げる手法について研究する。<br><br>(R3.8.18協議結果)<br>出前懇談会の周知。議会側から団体等に意見交換を持ちかける。<br>リモート対談も取り入れる。<br>*4-1に関連。   |
| 6-6 | 議案等に対する採決態度の公表              | 「広報おודだい」で賛否は公表している。賛成・反対の意見も掲載し、より町民にわかりやすくすることによって、議会への関心も高まる。 | 「広報おודだい」の紙面の都合や事務局職員への負担を考慮し、方策について考える。<br><br>(R3.8.18協議結果)<br>討論内容などを掲載し、より採決態度がわかるよう考慮する。  |

| 条番号 | 条文（要旨）  | 検証結果（検討課題等）   | 今後の対応   |
|-----|---|---|---|
| 6-7 | 議会報告会と意見聴取会を1年1回以上開催                                  | 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。   | <p>対面を避けて行う場合の議会報告会の在り方を検討する。</p> <p>(R3.8.18～9.3協議結果)<br/>11月1日に林業総合センター（午後）、ふれあい会館（夜間）で開催。<br/>議会報告会では、議会活動を見直した結果を報告する。<br/>意見聴取会は、産業建設常任委員会は「特定空家対策について」、総務教育民生常任委員会は「地域公共交通について」のテーマで、意見聴取を行う。</p> <p>コロナ禍の中において、開催を中止する場合は、書面などにより意見集約する方法を講じる。</p> |
| 7   | <b>町長等と議会及び議員の関係</b>                                  |   |   |
| 7-1 | 緊張関係を維持し、政策をめぐる論点及び争点を明確にすることを常に意識して、町政にあたる           | 政策論争等があれば、議員間で論点、争点を明らかにして、協議することが必要である。  | 政策論争等があれば、議長あるいは委員長において、論点、争点を明らかにするよう、会議を進める。  |
| 7-3 | 町長等は討議の充実を図る観点から、答弁内容を事前に示すよう努める。また、二次以降の質問は一問一答方式で行う | 一般質問における、一次質問に対する答弁については、事前に示された。<br>また、二次以降の質問は、一問一答方式で行われた。   | 今後も継続していく。  |
| 7-4 | 町長等は反問することができる（反問権）                                   | 反問権については、令和2年度に全員協議会で協議し、質問の趣旨を問いたす意味として整理し、町長等の反論については、今後も協議していくこととされている。<br>議員提出議案における町長等の反論について協議する。 | 引き続き、協議する。<br><br>(R3.8.18協議結果)<br>現状の反問権の扱いどおりとする。（現状を変える意見なし）   |
| 8   | <b>町長による政策形成過程等の説明</b>                                |   |   |
| 8-1 | 町長は政策等を提案するときは、形成過程の資料を提出するよう努める                      | 不足している資料を明確に説明できなかった。   | 政策の適否の判断を行う資料に不足があれば、明確に示して要望する。  |

| 条番号  | 条文（要旨）   | 検証結果（検討課題等）                                   | 今後の対応  |
|------|--|---|--|
| 8-2  | 議会は前項の政策等の審議にあたっては、論点及び争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議を行う           | 政策形成過程において、政策評価を見据えた審議ができていない。                | まずは、しっかりと政策形成過程の審議に取り組むことを、議員が共有する。  |
| 9    | <b>予算及び決算における政策説明資料の作成</b>                                     |   |  |
| 9-1  | 町長は、施策別及び事業別の説明資料を提出するよう努める                                    | 提出資料は、改善されつつある。不足している資料を明確に説明できなかった。          | 予算や決算審査における資料に不足があれば、明確に示して要望する。   |
| 9-2  | 町長は、決算審査にあたって執行方針、予算等に基づいて行う行政評価及び事務事業評価について、説明資料を付して提出するよう努める | 一事業としての事務事業評価を行う事務事業の考え方を、町や議会が持たなければならない。    | 決算を踏まえて、予算を編成する際には、事務事業の考え方を強く町へ要望するとともに、議員も事務事業を強く意識する。                               |
| 10   | <b>議決事件の拡大</b><br>地方自治法第96条第2項の規定による議決事件の拡大                    | 議決は議会の最大の責務であることを念頭に議会運営に取り組まなければならない。        | 議決は議会の最大の責務であり、議決事件を拡大する場合は議員間で十分協議することとする。  |
| 11   | <b>議員定数及び議員報酬</b>  |   |  |
| 11-1 | 議員定数及び報酬は、それぞれ条例で定める   | 条例で定められている。<br>定期的に大台町特別職報酬等審議会に図ることも必要ではないか。 | 定期的に、大台町特別職報酬等審議会に諮ることについて協議する。<br><br>(R3.8.18協議結果)<br>他の特別職とも関係することから、必要に応じて諮ることとする。 |
| 11-2 | 改正にあたっては、参考人制度、公聴会制度を活用する                                      | 改正していない。                                      | 改正する場合は、参考人制度、公聴会制度を活用する。  |
| 12   | <b>政務活動費</b>   |   |  |
| 12-1 | 条例に基づき議員個人に交付する  | 適正に交付されている。                                   | 継続して行っていく。   |
| 12-2 | 証書類を添付した報告書を提出し、町民に公開する  | 適正に処理されており、町民への公開もなされている。                     | 継続して行っていく。   |

| 条番号  | 条文（要旨）                                       | 検証結果（検討課題等）   | 今後の対応   |
|------|--|---|---|
| 13   | <b>議員研修の充実強化</b>                             |   |   |
| 13-1 | 議会としての議員研修の実施                                | 議会ICT化に向けた研修を行うことができた。研修の成果を高める努力が必要である。            | 時宜を得たテーマを設定する。<br>個々人が資質向上に向け取り組む。  |
| 14   | <b>議長及び副議長志願者の所信表明</b><br>所信表明の実施            | 令和2年度は改選がなかった。                                      | 改選がある場合は、今後も所信表明を行う。  |
| 15   | <b>議会広報の充実</b>                               |   |   |
| 15-1 | 町政に係る論点及び争点の情報周知                             | 広報おおだいで周知には限度がある。                                   | 広報手段を検討する。<br>争点となった事柄を周知していく。<br><br>(R3.8.18協議結果)<br>議会活動や審議内容を、より詳しく伝える手段として、議会報告（仮称）の発行に向けて、今後、前向きに検討していく。予算要求も必要。<br>* 定例会ごとにグループ持ち回りで、紙面づくりを行うなど。 |
| 15-2 | 多様な広報手段を活用し、町政に関心を持つ議会広報活動                   | 広報おおだい、ホームページ、行政放送で広報に努めているが、現行のやり方で良いか考える必要があるのでは。 | 広報手段を検討する。<br><br>(R3.8.18協議結果)<br>議会の情報発信に議員自ら関わっていくことが求められる。そのため、15-1とも関連するが、議会報告（仮称）を発行するなど、町政に関心を持ってもらえるよう、広報活動を前向きに検討する。                           |
| 16   | <b>議会事務局の体制整備</b><br>事務局の調査、法務機能の強化          | 事務局職員の負担軽減を図り、調査等の機能強化を図る必要がある。                     | 限られた人員配置で、厳しいものがあるが調査、法務機能を充実させるよう取り組んでいく。  |
| 17   | <b>議会図書室の設置、充実及び公開</b><br>町民や職員が利用できる開かれた図書室 | 現状が精一杯。   | 議会図書室としての意識を持つ。   |

| 条番号  | 条文（要旨）                                 | 検証結果（検討課題等）                    | 今後の対応         |
|------|--|--------------------------------|---------------|
| 18   | <b>最高規範性</b><br>この条例に違反する条例等を制定してはならない | この条例に違反することはしていない。             | 今後も継続していく。    |
| 19   | <b>見直し手続</b>                           |                                |               |
| 19-1 | 必要に応じて、議会運営委員会及び全員協議会で検討する             | 全員協議会で協議している。令和2年度は見直す必要はなかった。 | 毎年、継続して行っていく。 |
| 19-2 | 改善が必要な場合は、条例改正を含め適切な措置を講ずる             | 令和2年度は改正がなかった。                 | 今後も継続していく。    |
| 19-3 | 条例改正をする場合は、本会議で詳しく説明しなければならない          | 令和2年度は改正がなかった。                 | 今後も継続していく。    |